

令和元年度決算審査措置要求決議

内閣は、本決議を踏まえ、適切な措置を講じ、その結果を参議院決算委員会に報告すべきである。

1 地方公共団体の情報セキュリティ対策のための支援について

総務省は、各地方公共団体に対して、平成27、28両年度に情報セキュリティ対策の強化を目的とする補助金を交付している。会計検査院が検査したところ、一部の地方公共団体において、マイナンバー利用端末の一部に二要素認証等を導入していない事態、マイナンバー利用事務系とインターネット接続系の間で通信経路等の限定をしておらず本来意図しない通信が行われ住民情報の流出につながるおそれがある事態、インシデント発生時の事業者等との役割の確認が行われていない事態、自治体情報セキュリティ支援プラットフォームの機能が十分に利活用されていない事態等が明らかとなった。

政府は、デジタル技術を活用した住民の利便性向上や業務の効率化に加え、適正な情報セキュリティ対策を実施することで安全・安心なデジタル社会を構築する必要があることを踏まえ、「三層の対策」の適切な更新・運用などにより地方公共団体の情報セキュリティ対策が徹底されるよう、関係省庁の連携の下、地方公共団体に対し、財政面・技術面に加え、研修、人事交流等を通じたデジタル人材育成など人材面の支援を強力に実施すべきである。

2 予備費の適切な使用について

政府は、新型コロナウイルス感染症拡大に対処するため、令和元年度予備費を使用して感染症対策を講じたところであるが、その中には、マスクの緊急配布等に要する経費のように、多額の不用額を出しているものもある。感染症まん延等の緊急事態への対策の財源として予備費を使用することは重要である一方、予備費は国会による事前議決の原則の例外であることから、その使用の状況について十分な説明が求められるところである。

政府は、新型コロナウイルス感染症対策予備費の計上を契機として予備費使用の

在り方に対する国民の関心が高まっていることも踏まえ、予算作成時に予定し得なかった事態に緊急に対処する必要がある場合には、日本国憲法等で定める予備費制度の趣旨に沿って、適切な使用に努めるべきである。

3 特別支援教育における専門性の向上及び指導体制の充実について

近年、特別支援教育を受ける児童生徒数は増加しているが、文部科学省が全ての高等学校及び中等教育学校（後期課程）を対象に行った通級指導の実施状況調査では、令和元年度において、通級指導が必要と判断された生徒2,485人のうち1,085人は学校の指導体制が取れなかったために通級指導を受けられなかったことが明らかとなった。また、特別支援学校教諭の免許状を有しない教員も特別支援学校の教員となることができる制度となっていることから、児童生徒の障害の特性に応じた指導が行える専門性の高い教員を増やす必要性も指摘されている。

政府は、教員研修や大学等の教員養成課程等の充実、特別支援学校に勤務する全ての教員が特別支援学校教諭の免許状を取得することを目指す取組等を通じて、教員の特別支援教育に関する専門性を向上させるとともに、教育現場の実態や意見を参考に、教員定数の加配措置や外部人材の積極的な導入支援等を行うことにより、障害のある児童生徒の多様な学びの場の環境整備を一層推進すべきである。

4 災害拠点病院における自家発電機等の不十分な浸水対策について

厚生労働省が所管する独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構の3機構において、63病院が災害拠点病院として指定されている。会計検査院が検査したところ、このうち6病院について、浸水想定区域に所在しながら、自家発電機等において浸水対策を実施していなかったり、浸水を防ぐための止水板の高さが不十分であったりして、水害により商用電源が途絶した場合に自家発電機等が浸水して稼働せず、継続して医療を提供する上で必要な電気を確保できないおそれがあることが明らかとなった。

政府は、近年の風水害の頻発化、激甚化に鑑み、3機構による浸水対策の改善状況を確認するとともに、災害拠点病院の指定に当たって、浸水想定区域に所在する場合には、浸水対策として自家発電機等の設置場所のみならず、止水対策も要件に含めることを検討し、災害時の医療体制の継続に万全を期すべきである。

5 就職氷河期世代を対象とした限定求人の改善について

政府の就職氷河期世代対策においては、不本意ながら非正規雇用となっている者や、就業を希望しているが何らかの支援が必要な者等30万人を正規雇用することを目標としている。政府は、非正規雇用であったり雇用経験が少ない就職氷河期世代を正規雇用した事業主に対して助成金を給付する事業を行っているが、この事業に関連し、ハローワークや民間求人サイトで実施されている就職氷河期世代を対象とした限定求人において、人手不足が著しい特定の業種に偏りが見られ、また、就職氷河期世代以外に対しても同時期・同条件で求人が行われており、政策目的に沿った限定求人であることが疑わしいものが多く見受けられる状況となっている。

政府は、就職氷河期世代の正規雇用に向けて、限定求人について改善を図るとともに、求人開拓の人員体制を強化し、求職者のニーズに合った求人開拓に努めるべきである。

6 高収益作物次期作支援交付金の運用見直しをめぐる混乱について

農林水産省は、新型コロナウイルス感染症拡大により、需要が減少し、市場価格が下落するなどの影響があった花き、茶、野菜、果樹等の高収益作物の次期作に取り組む農業者を支援するため、令和2年度第1次補正予算において高収益作物次期作支援交付金を創設した。しかし、当初は減収を申請要件としていなかったため、減収していない品目まで申請されていたことから、同省は、感染症拡大の影響を受けていないにもかかわらず交付金が支払われるおそれがあるとして、減収した品目に限り同交付金を支給する運用見直しを行った。これにより、同交付金の支給を見込んで積極的に農業機械や生産資材等への投資を行った農業者において混乱が生じたため、同省は運用見直しにより影響を受ける農業者に対して支援を行う追加措置を講じた。

政府は、運用の見直しにより農業者に混乱を生じさせたことを重く受け止め、現場に近い地方農政局等の充実等により農林漁業者等の意見を丁寧に聴取し、農林水産行政における交付金事業等を適切に実施すべきである。

7 株式会社日本貿易保険における不適切事案について

株式会社日本貿易保険において、外貨建資金運用方法として貿易保険法上認めら

れていないドイツ復興金融公庫債を取得・保有していたこと、業務システムの設計が不十分であったために保険料の誤徴収が生じていたことが明らかとなり、今国会において本院先議で審議することを決定していた貿易保険法の一部を改正する法律案の提出が見送られる事態となった。

政府は、日本貿易保険に対して、法令遵守体制の再構築を含めた再発防止策の実施を徹底するとともに、法令に違反する行為及び公的機関として不適切な行為が行われることがないように指導監督を強化すべきである。

8 エネルギー使用合理化等事業者支援事業の不適切な実施について

資源エネルギー庁は、エネルギー使用合理化に取り組む民間事業者等に対し、経費の一部を補助するため、補助事業者を通じて補助金を交付している。会計検査院が検査したところ、事業の実施により達成された省エネルギーの実績量を正しく計算すると交付申請した際の計画量を達成していない事態や、エネルギー管理支援サービス契約を締結してより効果的な省エネルギー対策を実施するとしながら、事業主体がこれによる運用改善を全く行っていない事態等が明らかとなった。

政府は、各交付先において計画していた省エネルギー量の達成状況を改めて確認し、達成できていない場合には補助金を返還させるとともに、エネルギー管理支援サービス契約に係る運用改善が確実に行われるよう、補助事業者に対する指導監督を強化すべきである。